

議第90号 呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の経緯・趣旨

呉市水道事業は、今後、収入面では人口の減少等に伴う水需要の減少により水道料金収入が減少し、支出面では老朽施設の増加による施設更新経費が増加することにより、経営状況が一層厳しいものとなる見込みです。

このため施設のダウンサイジングや維持管理業務のアウトソーシングなどにより、効率的な事業の実施に取り組んでいますが、更なるアウトソーシングを推進し、業務の効率化や経費の節減を図っていく必要があります。

これらの一環として、宮原浄水場等の維持管理におけるアウトソーシングの範囲を拡大するとともに、民間事業者の創意工夫を発揮することのできる指定管理者制度を水道事業に導入するものです。

また、宮原浄水場にある工業用水道施設は水道施設と一体的な管理をしていることから、工業用水道事業にも併せて指定管理者制度を導入するものです。

2 改正の内容

(1) 呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

水道事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」といいます。）の施設の管理について指定管理者に行わせることができる旨の規定の追加等をするものです。

ア 指定管理者に管理させる水道施設

(ア) 宮原浄水場（当該敷地内に存在する配水池・ポンプ所その他の施設（広島県から事務委託を受けている施設等を含む。）を含む。）

(イ) 本庄水源地

イ 指定管理者に管理させる工業用水道施設

(ア) 宮原浄水場

(イ) 二河水源地

(ウ) 鍋崎配水池

ウ 指定管理者制度を導入する施設に本庄水源地、二河水源地及び鍋崎配水池を含める理由

本庄水源地及び二河水源地は宮原浄水場の水源であり、また、工業用水の水量調整等を行う鍋崎配水池は宮原浄水場で運転管理を行っていることから、これらの施設を併せて一体的に管理・運営していくことが業務の効率化につながります。

エ 指定管理者に行わせる主な業務の内容

(ア) 施設の運転監視に関する業務

(イ) 水質管理に関する業務

(ウ) 施設の維持及び修繕に関する業務

(2) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正（付則による改正）

水道事業等の指定管理者制度の導入に伴い，所要の規定の整備をするものです。

3 関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項

4 施行期日

公布の日